

米中協議の概要（９月下旬～１０月中旬）

米国：Entity List 掲載企業の５０％以上子会社を掲載とみなすルールを導入

中国：レアアース既存７種に再輸出規制、５種を追加で輸出規制

2025年10月24日

CISTEC 事務局

１０月９日、中国はレアアース５種を輸出規制の対象に追加（１１月８日施行）し、既に指定していたレアアース７種について再輸出規制の導入（１２月１日施行、一部即日施行）を公表した。

米国は、この規制強化を、米国による関税引上げ措置の停止と中国によるレアアースの輸出を合意したジュネーブ合意に違反するものとして批判しているⁱが、中国は、Entity List の拡大等の措置を講じ、米国が先んじて両国間の交渉の雰囲気損なうと主張し、米中間での対立が生じているⁱⁱ。米中政府の発表や報道をもとに、マドリッド会合後の米中の動向を整理すると以下の通りとなる。

1. 米中の動向

（Entity List に５０％ルールⁱⁱⁱ）

９月２９日、米国B I SはEntity List や軍事エンドユーザーリストに５０％ルールを導入した。リスト掲載者をエンドユーザーとして輸出する場合、米国EARの対象となる貨物や技術であればBISの許可を申請する必要がある（原則不許可処分）。子会社を設立し、同会社への輸出と偽装することにより当該義務を回避できることから、これまでも米国議会からループホールとして批判されてきた。この５０％ルールにより、直接又は間接に５０％以上の株式を所有している子会社については、非リスト掲載者であっても、自動的にリスト掲載者とみなされ、許可が必要となり、そのような回避策をとることは難しくなる。また、１０月８日は、中東地域への敵対勢力へ部品等を供給しているとして、中国企業１６企業、中国３住所を新たにEntity List に追加している。^{iv}

（蘭によるネクスペリアの接収、中国による輸出禁止通知）

この５０％ルールの導入により、Entity List に掲載された企業が５０％以上出資する企業は、全てリスト掲載者となり、例えば、掲載企業であるWingtech(中国企業)が間接的に５０％以上出資するネクスペリア（蘭半導体企業）も掲載者とみなされる。その結果、ネクスペリアとの間での米国EAR対象の貨物の取引や技術の供与も要許可（原則不許可処分）となる^v。

９月３０日、蘭政府は、深刻なガバナンスの欠陥等を理由に、物品供給法(Wet beschikbaarheid goederen)を発動した^{vi}。１０月７日、商工会議所がネクスペリア取締役を停職処分に、Wingtech が所有する株を独立した管理者の管理下に置き、蘭政府は、ネクスペリアに、許可なく部品の移転、幹部の解雇等を１年間禁止する命令を発出した。これらの措置は、ネクスペリアが欧州の自動車産業等に半導体を供給するという重要な役割を担っていることがその背景にあると考えられる^{vii}。

ネクスペリアは、中国において、半導体の後工程の拠点を持しているが、中国商務部は、１０月４日、ネクスペリア及びその下請け業者が中国で製造した特定の完成品やサブアセンブリを輸出することを禁止する通知を発出した。また、後述するように、中国は、１０月９日には、レアアースの再輸出規制を、中国原産レアアースの再輸出規制については即日施行し、中国原産レアアースの組込品目、中国原産レアアース技術から製造された品目については１２月１日から導入することを公表したが、ネクスペリアが欧州で製造する半

導体関連品目等には中国原産のレアアースが 0.1%以上含有されている可能性があり、蘭から半導体関連品目を輸出する場合は、再輸出に該当し、中国政府の許可が必要となることも想定される。

(中国によるレアアース 7 種再輸出規制、5 種追加輸出規制、レアアース関連材料・製造設備等輸出規制、リチウムイオン電池関連品目及び関連設備・技術輸出規制^{viii)})

中国は、上述したように、既に 4 月から輸出規制の対象となっている 7 種のレアアースについて再輸出規制を導入することを公表し、10 月 9 日、即日施行で、レアアースの採掘・製錬・分離、磁性製造等の関連技術の輸出を制限する措置（中国内でのみなし輸出も規制、規制対象外の技術であってもレアアース関連用途に用いられることを知っていれば要許可とするキャッチオール規制も導入）を講じている。

加えて、同日の公告で、新たに 5 種のレアアース（合金やターゲット材を含む）を規制対象に追加（現段階で再輸出規制は適用せず）、加えてレアアース全体 17 種のうち 12 種を規制対象とし、レアアース原材料やレアアースの製造設備も規制対象としている。さらには、同日の公告で、高性能のリチウム電池、正極材料（リン酸鉄リチウム系及び三元系の双方）の製造設備及び負極材料（黒鉛関連品目）の生産技術等を規制対象に追加している。（2025 年 10 月 9 日公布、11 月 8 日施行）

また、10 月 9 日、中国は対外貿易法、国家安全法及び反外国制裁法等に基づき、米国の防衛関連企業 Dedrone by Axon や、カナダの調査会社 TechInsights Inc.・同日本子会社を含む 14 社を、台湾との軍事技術協力、中国に関する悪質な発言、外国政府による中国企業への抑圧支援などを理由として、信頼できない Entity List に掲載したことを発表した。（2025 年 10 月 9 日公布・施行）^{ix)}。

対外貿易法(輸出禁止・制限リスト)と輸出管理法(両用品目輸出管理リスト)

中国の輸出制限については、対外貿易法に基づくものと輸出管理法に基づくものがある。

前者の対外貿易法は、WTO 協定を踏まえ、第 15 条（国家安全、国内供給の不足、天然資源の保護、国際収支均衡、法律等に基づく制限、条約に基づく制限等）、第 16 条（核、兵器関連等）に定める範囲内で輸出入を禁止又は制限できるとするものであるが、後者の輸出管理法は、国の安全と利益を守り、不拡散防止等国际義務を履行するため管理を行うものである。輸出管理法については、民生用途については輸出を認め、軍事用途は認めないという原則が表明されているが、対外貿易法では、輸出禁止項目もあり、また、輸出制限項目の運用方針は明らかではなく、また、重複する場合の両者の適用関係も明らかではない。

品目別にみると、輸出管理法では、今回の措置を含めると

- ・ 黒鉛 (1C108)、レアアース[1C902～1C913 (12 種)、1E902(採掘・製錬等技術、磁性材料製造技術)、1C914(原材料等)、2B902 (生産加工設備)]、ガリウム(3C001)、ゲルマニウム(3C002)、アンチモン(3C003)
- ・ リチウムイオン電池(3A001)、同電池製造設備 (3B901)、同電池生産技術(3E901.a)、正極・負極材料(3C901、3C902)、電池正極・負極材料生産設備(3B901)、電池負極材料生産技術(3E901.b)

が対象となっている。

一方、対外貿易法では、

- ・ 「輸出禁止項目」：レアアース磁石製造技術(083201 J)
- ・ 「輸出制限項目」：レアアース採掘・精錬等技術 (083201 X)、電池正極材料調整技術 (252604 X)

が既に指定されており、レアアース関連では規制の重複が生じているが、電池関連では、輸出管理法では規制されていない正極材料関連の技術輸出を規制しており、棲み分けが図られている。

(米中による船舶入港料の引き上げ)

海事産業再興に向け、米国 USTR が、4 月 17 日に通商法 301 条措置を発表し、6 月 6 日に修正案を公表、10 月 3 日、米国税関・国境警備局 (CBP) が通知を発出、10 月 10 日、USTR が一部修正、さらに追加の修正案を公表し、11 月 10 日までに意見公募を行っている^x。

10 月 14 日時点の内容に基づき、同日から既に入港料の徴収は開始されており、中国の運航者が運航する、又は中国事業体が所有する船舶の寄港等について、純トン数に基づき入港料が課金されている。一定の適用除外要件のもと、中国製の船舶を対象に純トン数又はコンテナ単位の料金に基づき課金、米国外で建造された自動車運搬船を対象に課金等なされている。

このような米国の措置をあらかじめ予期して、中国は 9 月 29 日、海運条例を公布し、米国の措置に対抗する措置を講じることができる制度の整え、10 月 10 日に、米国関連船舶に対して 10 月 14 日から特別料金を課すと発表した。米国の企業等が所有する又は運営する船舶、米国を旗国とする船舶、米国で建造された船舶等が対象となっている。同時に、中国は、10 月 14 日、韓国の造船大手 Hanwha Ocean の米国関連 5 社に対して制裁措置を発動した^{xi}。同社は、2024 年に米国のフィリー造船所を買収し、その後 50 億ドル規模の追加投資を表明するなど、米国の造船再建に協力している企業である。

なお、報道によれば、8 月下旬の協議において、中国は、米国が入港料引上げに踏み切った場合、対抗措置をとることを警告したとされている^{xii}。

2. 今後注目すべき点

- ・ ジュネーブ合意では、一時的に、関税を相互に引き下げ、米国の関税引上げに対する中国の対抗措置を停止することが合意されたが、その後の中国から米国へのレアアース関連品目の供給については双方の期待に相違があったように思われる。中国は、レアアース関連品目の輸出管理は、安全保障の観点から行う国際的な慣行に沿った措置であると説明をしている^{xiii}。
- ・ 米側がジュネーブ合意のフレームワークを、相互関税、フェンタニル関連関税、米国関税引上げに対抗する中国の措置としているのに対し、中国側から見れば、そのフレームワーク以外の米国の措置 (Entity List 拡大 (50%ルール導入を含む)、船舶入港料等) の影響を受けているとの認識がある。
- ・ ネクスペリアの事例が示すように、今回の米国 BIS による 50%ルールの導入により、中国企業が 50%以上出資する企業については、出資元の中国企業が Entity List に掲載されると自動的に出資先の企業も Entity List に掲載されたとみなされ、米国 EAR の対象品目の取引が要許可、原則不許可処分ということになることに注意する必要がある (米国外での域外適用もあり)。報道によれば、中国の輸出禁止という対抗措置も講じられたこともあり、現実には、ネクスペリアから半導体の供給を受けている自動車メーカー等に影響が出ているようである^{xiv}。
- ・ 中国側の発表によれば、10 月 24 日~27 日にかけて、マレーシアで閣僚級の米中協議が行われることになっている^{xv}。これまでの交渉をみると、米国は、まずは、輸出規制を強化する姿勢を示してから、協議に臨んでおり、今回も、中国のレアアース関連の規制強化に対抗するため、ソフトウェアやジェットエンジンの輸出制限を検討しているとの報道がある^{xvi}。また、米国は、10 月 30 日に韓国で米中首脳会談が行われると発表しているが、その観点からも、この閣僚協議の結果に注目する必要がある。

-
- ⁱ Bloomberg Podcasts, Bessent Floats Longer Tariff Truce for China Rare Earth Delay ,
<https://www.youtube.com/watch?v=3i2nCER0MSs>
- ⁱⁱ 商务部、商务部新闻发言人就近期中方相关经贸政策措施情况答记者问、2025 年 10 月 12 日、
https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfytrth/art/2025/art_98a53fdad5f847ed8cab0f93f4f4bf7a.html
- ⁱⁱⁱ CISTEC、米国 EAR 改正：Entity List、軍事エンドユーザーリストの明文上の非掲載者でも同リスト掲載者に直接又は間接に 50%以上所有されている場合は同リスト掲載とみなす 50%ルールを適用等(補足版)、2025 年 10 月 6 日、<https://www.cistec.or.jp/members/z1905sokuho/20251002.pdf>
- ^{iv} CISTEC、米商務省 BIS がイランやその代理組織・フロント企業への拡散やその調達支援等を理由として中国 16 企業・中国 3 住所・トルコ 9 企業・UAE 1 企業を Entity List に新規掲載、2025 年 10 月 10 日、
<https://www.cistec.or.jp/members/z1905sokuho/20251010.pdf>
- ^v 米国 BIS による 50%ルールの導入が蘭政府によるネクスペリアの接収に与えた影響については、アムステル地方裁判所の判決に記載されている。
<https://uitspraken.rechtspraak.nl/details?id=ECLI:NL:GHAMS:2025:2752&showbutton=true&keyword=Nexperia&idx=1>
- ^{vi} Government of the Netherlands, Minister of Economic Affairs invokes Goods Availability Act、2025 年 10 月 12 日、<https://www.government.nl/latest/news/2025/10/12/minister-of-economic-affairs-invokes-goods-availability-act>
- ^{vii} Nexperia, Update on company developments、2025 年 10 月 14 日、<https://www.nexperia.com/about/news-events/press-releases/update-on-company-developments>
- ^{viii} CISTEC、中国によるレアアース関連貨物及び技術の輸出管理規制の強化について（速報）、
https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20251009.pdf、
中国によるレアアースを含む重要鉱物資源等に関する輸出管理規制の強化、
https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20251015.pdf
- ^{ix} CISTEC、中国が米国の防衛関連企業やカナダの調査会社(日本子会社含む)等 14 社を信頼できない Entity List に追加、https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20251010.pdf
- ^x 以下の記述は運輸総合研究所のレポートに依拠している。運輸総合研究所、米国の海事産業再興に向けた一連の動きについて、2025 年 10 月 14 日 https://www.jttri.or.jp/topics/kenkyu_report/2025/301.html
- ^{xi} CISTEC、中国が韓国造船企業（ハンファグループ（韓華海洋株式会社））の米国関連子会社 5 社を反外国制裁法に基づく報復リストに掲載、https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20251016.pdf
- ^{xii} ブルームバーグ、米財務長官、中国通商担当のアポなし訪問を「戦狼外交」想起と非難、2025 年 10 月 16 日、<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-10-16/T47E7PGOT0JN00>
- ^{xiii} 商务部、商务部新闻发言人就加强稀土相关物项出口管制应询答记者问、2025 年 10 月 9 日、
https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfytrth/art/2025/art_16a0593dcadd4030959c3691cf39bb26.html
- ^{xiv} ブルームバーグ、日本の自動車業界も「深刻な懸念」、蘭企業の半導体供給が滞る可能性、2025 年 10 月 23 日、<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-10-23/T4KK62GOYMTE00>
- ^{xv} 商务部、商务部新闻发言人就中美经贸磋商有关问题答记者问、2025 年 10 月 23 日、
https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfytrth/art/2025/art_ee538e33441943d7962823528028ef88.html
- ^{xvi} ロイター、米、対中報復措置を検討 米製ソフト使用製品の輸出制限＝関係筋、2025 年 10 月 23 日、
<https://jp.reuters.com/markets/japan/DPVVJGWGDRKCDATYW2ABBDVHJM-2025-10-22/>